本号で公布された法令のあらまし

◇建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一〇号）（国土交通省）

建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五四号）の施行期日は、平成二七年六月一日とすることとした。

◇建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一一号）（国土交通省）

1　構造計算適合判定資格者検定の創設及び構造計算適合判定資格者の登録手数料

㈠　建築基準法（以下「法」という。）第五条の四第三項の規定により構造計算適合判定資格者検定の受検資格として必要な実務経験と認められる業務を、建築士法第二条第六項に規定する構造設計の業務等とすることとした。（第八条の四関係）

㈡　構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行うものとするほか、構造計算適合判定資格者検定の実施方法等を定めることとした。（第八条の五関係）

㈢　構造計算適合判定資格者検定の受検手数料を三万四、〇〇〇円とし、受検手数料を納付した者が検定を受けなかった場合においても返還しないこと等とすることとした。（第八条の六関係）

2　特定増改築構造計算基準等

㈠　特定増改築構造計算基準を、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二〇条第一項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することとした。（第九条の二関係）

㈡　確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準を、令第八一条第二項第二号イに掲げる構造計算で、法第二〇条第一項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することとすることとした。（第九条の三関係）

大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準

3　壁等の性能に関する技術的基準を、次に掲げるものとすることとした。（第一〇九条の五関係）

㈠　通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下3において同じ。）加えられた場合に、構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること。

㈡　通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

㈢　通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

㈣　通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、倒壊しないものであること。

㈤　通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

特殊建築物の主要構造部及び防火設備の性能に関する技術的基準等

4　主要構造部の性能に関する技術的基準を、次のいずれかに掲げるものとすることとした。（第一一〇条関係）

(1)　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。）次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること。

ロ　当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ　屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

(2)　令第一〇七条各号又は令第一〇八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものとすること。

㈡　延焼するおそれがある外壁の開口部を、次に掲げるものとすることとした。（第一一〇条の二関係）

(1)　延焼のおそれのある部分であるもの（法第八六条の四第一項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

(2)　他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（(1)に掲げるものを除く。）

㈢　特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準を、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二〇分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであるものとすることとした。（第一一〇条の三関係）

5　この政令は、平成二七年六月一日から施行することとした。

◇建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一二号）（国土交通省）

建築士法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九二号）の施行期日は、平成二七年六月二五日とすることとした。

◇建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第一三号）（国土交通省）

1　延べ面積が三〇〇平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等に係る情報通信の技術を利用する方法を定めることとした。（第七条第三項関係）

2　この政令は、平成二七年六月二五日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四号）（公正取引委員会）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第一〇〇号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一五号）（公正取引委員会）

1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第一〇〇号）の施行に伴い、関係政令について所要の改正を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。